

## 安全データシート (Safety Data Sheet)

-- パラキシレン --

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称: パラキシレン  
 製品コード: JAIA-14  
 供給者の会社名称: (日本芳香族工業会会員会社)  
 住 所:  
 電話番号:  
 緊急連絡電話番号:  
 ファックス番号:  
 メールアドレス:  
 推奨用途及び使用上の制限:

## 2. 危険有害性の要約

GHS分類		1)
物理化学的危険性:	引火性液体	区分3
	自然発火性液体	区分外
健康に対する有害性:	急性毒性(経口)	区分外
	急性毒性(吸入:蒸気)	区分4
	皮膚腐食性・刺激性	区分2
	生殖毒性	区分2
	特定標的臓器毒性, 単回ばく露	区分1(中枢神経系) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)
環境に対する有害性:	吸引性呼吸器有害性	区分1
	水生環境有害性(急性)	区分2
	水生環境有害性(長期間)	区分2

※ 記載のないものは「分類対象外」または「分類できない」。

## GHSラベル要素

絵表示:



注意喚起語: 危険  
 危険有害性情報: 引火性液体および蒸気  
 吸入すると有害  
 皮膚刺激  
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い  
 中枢神経系の障害  
 呼吸器への刺激のおそれ  
 眠気またはめまいのおそれ

- 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ  
急性及び長期継続的影響により水生生物に毒性
- 注意書き:
- 【安全対策】**
- 使用前に取扱説明書を入手すること。
  - すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
  - 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
  - 容器を密閉しておくこと。
  - 容器を接地すること／アースをとること。
  - 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器等を使用すること。
  - 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
  - この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
  - 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
  - 取扱い後はよく手を洗うこと。
  - 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
  - ミスト／蒸気を吸入しないこと。
  - 環境への放出を避けること。
- 【応急処置】**
- 火災の場合:消火に粉末、二酸化炭素、泡消火器を使用すること。
  - 飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。
  - 漏出物を回収すること。
  - 皮膚(または髪)に付着した場合:直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
  - 汚染した衣類を再使用する場合には洗濯すること。
  - 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当を受けること。
  - 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
  - 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
  - ばく露またはばく露の懸念がある場合:医師の診断／手当を受けること。
- 【保管】**
- 施錠して保管すること。
  - 容器を密閉しておくこと。
  - 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- 【廃棄】**
- 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別:	化学物質
化学名:	p-キシレン
化学式:	C <sub>8</sub> H <sub>10</sub> (分子量 106)
濃度又は濃度範囲:	99%以上
CAS 番号:	106-42-3
官報公示整理番号:	(3)-3 (化審法・安衛法)
分類に寄与する不純物 及び安定化添加物:	情報なし

## 4. 応急措置

パラキシレンに被災した場合は、応急措置後毛布などで保温して安静に保ち、速やかに医師の手当を受ける。

- |                               |   |
|-------------------------------|---|
| 吸入した場合：                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者をただちに空気の新鮮な場所に移す。</li> <li>・呼吸停止または呼吸が弱い場合は人工呼吸をする(衣類を緩め気道を確保する)。</li> <li>・毛布などを使用して身体の保温に努め安静に保つ。</li> </ul>                               |
| 皮膚に付着した場合：                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる。</li> <li>・多量の水または石けん水で十分に洗い落とす。</li> <li>・高温の液体が付着した場合は、清浄な流水で冷やし火傷の進行を防ぐ。</li> <li>・皮膚刺激があれば、医師の診断、手当を受けること。</li> </ul> |
| 眼に入った場合：                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・清浄な流水で最低15分間眼を洗浄する。</li> <li>・洗眼の際、眼球とまぶたの隅々まで洗浄する。</li> <li>・コンタクトレンズは固着していない限り取り除いて洗浄する。</li> <li>・眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当を受けること。</li> </ul>    |
| 飲み込んだ場合：                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・揮発性なので吐き出させると、かえって危険が増す。ただちに医師の診断、手当を受ける。</li> <li>・水でよく口の中を洗わせてもよい。</li> <li>・意識がない被災者には、口から何も与えてはならない。</li> </ul>                             |
| 予想される急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状： | <ul style="list-style-type: none"> <li>・吸入：めまい、し眠、頭痛、灼熱感、腹痛、吐き気</li> <li>・皮膚：皮膚の乾燥、発赤</li> <li>・眼：眼の発赤、痛み</li> </ul>  |
| 応急措置をする者の保護：                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急措置の際、救助者は自分の皮膚に触れたり、眼に入らぬよう注意する。</li> </ul>   |

## 5. 火災時の措置

- |              |  |
|--------------|--|
| 消火剤：         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小火災：粉末消火剤、二酸化炭素、泡消火剤、乾燥砂</li> <li>・大火災：散水、泡消火剤</li> </ul>  |
| 使ってはならない消火剤： | <ul style="list-style-type: none"> <li>・火源へ直接に棒状注水</li> </ul>  |
| 特有の危険有害性：    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃焼生成ガスは有害な一酸化炭素を含有する。</li> <li>・摩擦、熱、火花及び火炎で発火するおそれがある。</li> <li>・加熱により容器が爆発するおそれがある。</li> <li>・フレアー燃焼効果により速やかに燃焼するおそれがある。</li> <li>・爆発したり、爆発的な激しさで燃焼するおそれがある。</li> <li>・消火後再び発火するおそれがある。</li> </ul> |
| 特有の消火方法：     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火作業は風上から行う。</li> <li>・周囲の可燃物設備を散水して冷却する。</li> <li>・移動可能な可燃物容器は安全な場所へ移す。</li> </ul>  |
| 消火を行う者の保護：   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火作業は適切な保護具(自給式呼吸器、防火服、防災面等)を着用する。</li> </ul>  |

## 6. 漏出時の措置

- |                        |  |
|------------------------|--|
| 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置： | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。</li> <li>・風下の人を避難させ、漏出場所から人を遠ざける。</li> </ul> |
|------------------------|--|

環境に対する注意事項:	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロープ等を張り関係者以外立入禁止とする。</li> <li>・作業には適切な保護具を着用し、風上から作業する。</li> <li>・側溝、下水、河川に流出しないように注意する。</li> <li>・河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。</li> </ul>
封じ込め及び浄化の方法及び機材:	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険でなければ漏れを止める。</li> <li>・漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。</li> <li>・蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。</li> <li>・吸収したものを集めるとき、きれいな帯電防止器具を用いる。</li> </ul>
回収:	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。</li> <li>・大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。</li> <li>・水上に流出した場合、吸収材を使用して回収すること。</li> </ul>
二次災害の防止策:	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての発火源を速やかに取り除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。</li> <li>・排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。</li> </ul>

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

#### 技術的対策

(局所排気・全体換気):

#### 安全取扱注意事項:

- ・「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行う。
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- ・周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
- ・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
- ・接触、吸入又は飲み込まないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
- ・「10. 安定性及び反応性」を参照。
- ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・取扱い後はよく手を洗うこと。

#### 接触回避:

#### 衛生対策:

### 保管

#### 適切な技術的対策:

#### 安全な保管条件:

#### 混触危険物質:

#### 安全な容器包装材料:

- ・消防法の規定に従った技術的対策をとる。
- ・保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
- ・直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保管し、着火源、高温物体等を近づけない。
- ・容器を密閉して保管すること。
- ・酸化性物質と保管を区分する。
- ・保管時は施錠を行う。
- ・「10. 安定性及び反応性」を参照。
- ・消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

#### 管理濃度:

キシレン 50 ppm

許容濃度:	日本産業衛生学会勧告値(2016年度)	50ppm (217mg/m <sup>3</sup> )
	ACGIH(2016年)	TLV-TWA 100ppm (434mg/m <sup>3</sup> ) A3
		TLV-STEL 150ppm (651mg/m <sup>3</sup> ) A4
設備対策:	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内の取扱い場所は局所または全体排気装置を設ける。</li> <li>・取扱い場所の電気機器は防爆構造とし、機器類は静電気対策をする。</li> <li>・取扱い場所の近くに緊急用の洗眼器、シャワーを設置し、その位置を表示する。</li> <li>・高熱取扱いで、工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。</li> </ul>	
保護具		
呼吸用保護具:	・防毒マスク(有機ガス用)、送気マスク、空気呼吸器	
手の保護具:	・保護手袋(耐薬品性)	
眼の保護具:	・保護眼鏡、ゴーグル	
皮膚及び身体の保護具:	・保護長靴(耐薬品性)、防災面、保護服、保護前掛	

## 9. 物理的及び化学的性質

2)

外観(物理的状态、形状、色など):	無色の液体
臭い:	芳香族臭
臭いの閾値:	データなし
pH:	データなし
融点・凝固点:	13 °C
沸点、初留点及び沸騰範囲:	138 °C
引火点:	27 °C (タグ密閉式)
蒸発速度:	データなし
燃焼性(固体、液体):	該当しない
爆発範囲:	下限 1.1vol% 上限 7.0vol%
蒸気圧:	0.9kPa(20 °C)
蒸気密度:	3.7 (空気=1)
比重:	0.86
溶解度:	水に不溶 有機溶剤(アルコール、エーテル、アセトン)に易溶
n-オクタノール/水分配係数:	log Pow 3.15
自然発火温度:	528 °C
分解温度:	データなし
粘度(粘性率):	データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性、化学的安定性:	・通常の取扱い条件においては安定である。
危険有害反応可能性:	・酸化性物質等に触れると反応する危険性がある。
避けるべき条件:	・加熱
混触危険物質:	・酸化剤
危険有害な分解生成物:	・燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などを発生する。

## 11. 有害性情報

1)

急性毒性(経口):	ラットの LD50 値として、4,029mg/kg (EHC 190(1997)、3,900~4,030 mg/kg(NITE 有害性評価書 (2008))、5,000mg/kg (産衛学会許容濃度の提案理由書(2001))に基づき、区分外とした。
急性毒性(経皮):	データ不足のため分類できない。
急性毒性(吸入:蒸気):	ラットのLC50値(4時間)として、4,550ppm (産衛学会許容濃度の提案理由書 (2001))、4,740ppm (EHC 190(1997))、約4,800ppm (雌) (NITE有害性評価書(2008))との報告に基づき、区分4とした。なお、LC50値が飽和蒸気圧濃度(8,885ppm)の90%より低いいため、ミストを含まないものとしてppmを単位とする基準値を適用した。
皮膚腐食性及び 皮膚刺激性:	ウサギを用いた皮膚刺激性試験において、本物質0.5mLに4時間ばく露した結果刺激性がみられたとの報告(EHC 190(1997))から区分2とした。なお、本物質を含むキシレン混合物をウサギの皮膚に適用した試験で、紅斑、浮腫、落屑及び壊死が観察され、中等度から強度の皮膚刺激性を示したとの報告がある(NITE有害性評価書(2008))。
眼に対する重篤な 損傷性又は眼刺激性:	データ不足のため分類できない。 なお、本物質を含むキシレン混合物をウサギの眼に適用した試験で軽度の刺激性を示したとの報告がある(NITE有害性評価書(2008))。旧分類のデータは混合物のデータであるため分類に用いなかった。
呼吸器感作性又は 皮膚感作性:	データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性:	ガイダンスの改訂により区分外が選択できなくなったため、分類できないとした。すなわち、in vivoでは、腹腔内投与によるマウスの骨髄細胞を用いた小核試験で陰性(NITE有害性評価書(2008)、IARC 71(1999)、ATSDR (2007))、in vitroでは、細菌の復帰突然変異試験で陰性である(NITE有害性評価書(2008)、IARC 71(1999)、ATSDR(2007))。
発がん性:	発がん性の既存分類としては、本異性体単独での分類結果はACGIHのA4 (ACGIH(7th,2001))以外には、キシレン混合物としてIARCが「グループ3」に(IARC vol. 71(1999))、EPAが2003年に「I (Inadequate for an assessment of the carcinogenic potential of xylenes) 」に(IRIS Summary (Access on August 2015))分類している。試験データとしては、本物質14%を含むキシレン混合物(その他、m-キシレン60%、o-キシレン9%、エチルベンゼン17%を含有)をラット、又はマウスに2年間強制経口投与した試験で、ラットで500mg/kg/day、マウスで 1,000mg/kg/dayを投与されたが、腫瘍発生の増加はみられていない(NTP TR 327(1986)、IARC 71(1999)、IRIS Tox Review(2003)、NITE有害性評価書(2008))。以上、本物質単独ではデータ不足のため、またキシレン混合物としては国際機関による既存分類結果に基づき、いずれの場合も、本項は分類できないに該当する。なお、ACGIHはNTPの発がん性試験結果が陰性であったことに基づき、混合物、及び各異性体に対し、「A4」としている(ACGIH(7th,2001))。
生殖毒性:	ヒトでは本物質単独ばく露による情報はないが、キシレン混合物にばく露された妊婦の集団では自然流産の頻度の増加がみられた(オッズ比: 3.1、95%信頼区間:1.3~7.5)とする報告があるが、他の溶媒、化学物質(エチルベンゼンを含むかは不明)への同時ばく露を受けており、キシレンによる影響とは言えず(ATSDR(2007))、また、尿中バイオマーカー検査でいくつかの有機溶媒(エチルベンゼンを含むかは不明)に混合ばく露され

たことが判明しているフィンランド人作業者を対象とした自然流産に対する症例研究でも、キシレンばく露と関連したオッズ比の有意な増加は示されなかった(ATSDR(2007))。一方、実験動物では、本物質を妊娠マウスの器官形成期に強制経口投与した試験では、母動物毒性が発現しない用量で、胎児に口蓋裂の頻度増加がみられたとされるが、この内容は講演要旨にある不十分な記述(NITE有害性評価書(2008))で、ATSDR(2007)、ACGIH(7th,2001)にはこの記述がなく、分類に利用すべきではないデータと判断した(旧分類はこの結果により区分1Bと分類された)。吸入経路では、本物質を妊娠ラットの器官形成期に吸入ばく露(24時間/day)した試験では、母動物に摂餌量減少、又は血清中性ホルモン濃度の低下がみられる用量(3,000mg/m<sup>3</sup>)で、胎児重量の低値、同腹児数の減少、過剰肋骨がみられた(NITE有害性評価書(2008)、ATSDR(2007))との報告がある一方、妊娠ラットの器官形成期に最大7,000mg/m<sup>3</sup>を6時間/dayでばく露した試験では、母動物に体重増加抑制がみられたが、胎児に有害影響はみられなかった(NITE有害性評価書(2008)、ATSDR(2007))との報告、並びに妊娠ウサギの器官形成期に最大1,000mg/m<sup>3</sup>を24時間/dayで吸入ばく露した試験でも母動物には死亡例、流産がみられたが、胎児には無影響であったとの報告がある(NITE有害性評価書(2008)、ATSDR(2007))。日本産業衛生学会はエチルベンゼンを含む工業用キシレン(混合キシレン)に対して「生殖毒性物質第2群」に、エチルベンゼンを含まないキシレン(o-, m-, p-キシレン及びその混合物)に対して「生殖毒性物質3群」に分類している(許容濃度の勧告(2015))。以上、キシレン混合物を含む複数溶媒への複合ばく露で、ヒトで自然流産の頻度増加が懸念されるとの不確実な情報があるが、エチルベンゼンの含有については不明であり、産衛学会の分類区分に照らした分類はできない。しかし、実験動物に対して本物質自体を単独吸入ばく露した複数の試験において、概ね母動物毒性が発現する用量で軽微な胎児毒性が示されたとの結果、及び日本産業衛生学会の分類結果(エチルベンゼンを含まないp-キシレンとして「生殖毒性物質3群」に該当)を踏まえて、本項は区分2とした。

特定標的臓器毒性、  
単回ばく露：

本物質は気道刺激性がある(ACGIH(7th,2001))。ヒトの事例では、ボランティア 6人への本物質吸入ばく露で、4人に眩暈がみられた(NITE有害性評価書(2008)、ACGIH(7th,2001)、ATSDR(2007)、EHC 190(1997))。実験動物では、吸入ばく露(動物種不明)(区分1相当の用量)で協調運動失調、振戦、軸索輸送の減少、高用量で麻酔作用、また、経路や用量等は不明ながら、本物質の毒性症状として、振戦、二相性(抑制及び興奮)の中樞神経系反応、胃腸管障害の報告がある(NITE有害性評価書(2008)、ACGIH(7th,2001)、ATSDR(2007)、EHC 190(1997))。以上より、本物質は気道刺激性、中樞神経系への影響、麻酔作用があり、区分1(中樞神経系)、区分3(気道刺激性、麻酔作用)とした。

特定標的臓器毒性、  
反復ばく露：

ヒトで本物質単独ばく露による有害性情報はない。しかし、p-キシレンを含む混合物については、ヒトで神経系(頭痛、不安、健忘、不眠、自律神経失調症、集中力低下、筋力低下)、呼吸器(胸部痛、呼吸困難、肺機能低下など)、血液系(貧血、白血球減少、骨髓低形成など)への影響が報告されており(NITE有害性評価書(2008)、ACGIH(7th,2001)、ATSDR(2007))、これらはベンゼン、トルエン、エチルベンゼンなど他の溶剤ばく露も含めた複合ばく露による影響であることが一部の報告で記述されており(NITE有害性評価書(2008))、キシレン混合物ばく露による純粋な影響と

は言えない。一方、実験動物では、ラットを用いた10日間強制経口投与試験で、250mg/kg/day(90日換算値:27.8mg/kg/day)で肝臓重量の増加がみられたが、血液化学検査値、組織変化などから肝毒性を示唆する付随所見を伴わず(NITE有害性評価書(2008))、この記述を含めて実験動物での有害性情報に関しても、分類に利用可能なデータはない。以上、本物質単独ばく露による影響として分類するにはヒト、実験動物ともに情報が不足しており、他の異性体と同様にデータ不足のため分類できないとした。

吸引性呼吸器有害性: 炭化水素で、動粘性率計算値が  $0.70\text{mm}^2\text{sec}$  ( $25/20^\circ\text{C}$ )である(粘性率:  $0.603\text{mPa}\cdot\text{s}$ ( $25^\circ\text{C}$ )、密度(比重):  $0.861$ ( $20/4^\circ\text{C}$ ) (HSDB(Access on August 2015)) ことから、区分1とした。

## 12. 環境影響情報

1)

水生環境有害性(急性): 甲殻類(ベイシユリンブ)の96時間  $\text{LC50}=1.7\text{mg/L}$ 、魚類(ストライプトバス)の96時間  $\text{LC50}=1.7\text{mg/L}$ (いずれも NITE 初期リスク評価書,2005、EHC 190, 1997)であることから、区分2とした。

水生環境有害性(長期間): 慢性毒性データを用いた場合、急速分解性がないが(BODによる分解度:38%、良分解性(通産省公報, 1975))、甲殻類(オオミジンコ)の21日間  $\text{NOEC}=1.29\text{mg/L}$ (環境省生態リスク初期評価第10巻, 2012、NITE 初期リスク評価書,2005)であることから、区分外となる。慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、急速分解性がなく、魚類(ストライプトバス)の96時間  $\text{LC50}=1.7\text{mg/L}$ (NITE 初期リスク評価書,2005、EHC 190,1997)であることから、区分2となる。以上の結果を比較し、区分2とした。

オゾン層への有害性: データがないため分類できない。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物:

- ・廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
- ・都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
- ・廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装:

- ・空容器を廃棄するときは、内容物を除去した後に処分する。

## 14. 輸送上の注意

キシレンとして、  
国際規制

海上規制情報: IMOの規定に従う。  
 国連番号: 1307  
 Proper Shipping Name: XYLENES  
 国連分類: クラス3  
 容器等級: III  
 海洋汚染物質: 該当  
 ばら積み輸送される液体物質: Y類 キシレン



航空規制情報:	ICAO/IATAの規定に従う。
国内規制	
陸上規制情報:	消防法、毒劇法の規定に従う。
容器:	危険物の規制に関する規則別表第3の2 毒物及び劇物の運搬容器に関する基準その3
容器表示:	第4類第2石油類、危険等級Ⅱ、数量、火気厳禁 医薬用外劇物、名称、製造者の名称及び住所
積載方法:	運搬時の容器積み重ね高さは3m以下
混載禁止:	第1類および第6類の危険物、高圧ガス
海上規制情報:	船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報:	航空法の規定に従う。
特別の安全対策:	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両等によって運搬する場合は、荷送人は運送人へイエローカードを携帯させる。</li> <li>・荷崩れ防止を確実にを行い、衝撃、転倒、落下、破損が生じないようにする。</li> <li>・タンク車(ローリー)は平地に停車し車止めをする。積み降ろしは接地を行いタンク車の許容圧力以下の圧縮ガスまたはポンプを用いて行う。</li> <li>・ホースの脱着時はホース内の残留物の処理を完全に行う。</li> <li>・ローリー或いは運搬船には所定の標識板、消火設備、災害防止用応急資材を備える。</li> </ul>
応急措置指針番号:	130

---

## 15. 適用法令

消防法:	第4類第2石油類(非水溶性液体)
労働安全衛生法:	危険物・引火性の物 第2種有機溶剤等(有機則第1条第1項第4号) キシレン 名称等を表示すべき有害物(法第57条、施行令第18条) キシレン 名称等を通知すべき有害物(法第57条の2、施行令第18条の2) キシレン
化審法:	優先評価化学物質(法第2条第5項) キシレン
毒物劇物取締法:	劇物(指定令第2条) キシレン
化学物質排出把握管理 促進法(化管法):	第一種指定化学物質 キシレン
船舶安全法:	引火性液体類(危規則第2, 3条危険物告示)
港則法:	引火性液体類(施行規則第12条危険物の種類の告示)
海洋汚染防止法:	ばら積み運送における有害液体物質(Y類:キシレン)
道路法:	車両の通行の制限(施行令第19条の13、日本道路公団公示)
航空法:	引火性液体(施行規則第194条危険物告示)
水質汚濁防止法:	事故時措置(指定物質) キシレン
悪臭防止法:	特定悪臭物質(施行令第1条)

---

## 16. その他の情報

参考文献

- 1) 製品評価技術基盤機構 GHS分類結果データベース  
[http://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](http://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)
- 2) ICSC (2002)

改定履歴

H16.7

様式の統一

H17.11

管理値濃度を100ppmから50ppmに改正

H18.12

JIS Z 7250:2005様式への改正

H20.2

航空法、港則法、道路法の追記  
危険有害性の要約の修正

H21.8

化管法改定に伴う見直し

H22.7

化管法に関する表記の変更

H25.1

化審法改定に伴う見直しとJIS Z 7253:2012制定に伴う見直し

H27.4

JIS Z 7252:2014改訂に伴う見直し

H29.3

危険有害性情報の更新

この SDS 標準モデルの作成者は(一社)日本芳香族工業会「SDS 小委員会」です。

記載した情報は会員会社の知見並びに参考文献等から抽出しています。

このSDS標準モデルの利用者は自己の責任において情報の採否をお決め下さい。